

和解あっせん手続の進め方について

第二東京弁護士会仲裁センターで行われている和解あっせん手続の進め方については、仲裁人候補者によっても違ってきますし、同じ仲裁人候補者でも担当したケースによって多様です。極論すれば、一つ一つのケースごとに手続の進め方が違うといっても過言ではありません。そうはいっても、大づかみに考えれば、手続の進め方にも共通のパターンがあります。

これまで、手続の進め方について、具体的な解説をした文献はあまりみることができませんでした。そこで、本章では、3つの具体例を挙げて、委嘱を受けた段階から事前準備を経て、第1回期日・続行期日の審理の進め方、そして、和解が成立したときの和解契約書の作成方法、さらには履行状況のチェックについて、和解あっせん手続の進め方の参考資料を提供することにします。

和解あっせん手続の進行例（その1 実施例）

以下は、実際に扱った案件を経時的に記録した例です。

1 事件の配点（12月20日）

事務局から事件の配点を受ける。事案の概要は、夫の不倫の相手方に対し損害賠償を求めるものとのこと。最初に期日の都合を聞かれる。申立人は、金曜日を希望しているが、1月17日は都合が悪いので、その後の予定を聞かれる。大分先になるのでむしろ10日を希望する。（⇒ 迅速性）

事務局から、申立人と相手方の名前を知らされ、利害関係がないかどうかの確認を求められる。心当たりがないので、その旨を伝える。（⇒ 中立性の確認）

成・提示が、解決の促進に大きく寄与した例

【審理期間等】

●申立日：5月18日 ●解決日：11月17日 ●審理期間：184日 ●審理回数：5回 ●紛争の価額：250万円 ●成立手数料の額：25万円 ●負担割合：申立人15万円，相手方10万円 ●弁護士の有無：双方にあり ●終結結果：和解

Column 調停人初体験の頃

今から10数年前，初めて仲裁センターの調停人を経験しました。犬にかまれた損害賠償請求や解雇をめぐる係争，デザイン料の請求など，いずれも当事者双方に代理人の付かない事件でした。そして，調停場面で，それまで自分自身が身に付けてきたつもりの法的紛争解決能力なるものが，当事者にとっていかに限定的な意味しか持たず，容易に納得し難いものであることかを思い知らされました。当時は，今のような調停技法トレーニングのようなものもありませんでしたが，直感的にカウンセリングやコミュニケーションスキルが必要なのだらうと思い，カウンセリングスクールの門を叩きました。そこで2年ほどエンカウンター・グループなどの体験学習を行いました。理論や技法を学ぶものと思っていた私には，さまざまな職業の人が，無知の姿勢で，何ものにも捉われず，想いを語り合うという展開の中で，身をもってさまざまなことを考え直させられた日々でありました。

「自分自身の問題が解決できていなければ人の話は聞けない」，「この一言がそう受け取られてしまうのか」などなど。スキル重視の傾向が強いように感じられる昨今，法とは別にコミュニケーションスキルという新しいツールを発見するだけで終わることなく，自分自身を見つめ，他者を媒介していくことの意味を問い続けねばならないことを痛感します。

(中村芳彦)

60

セクシュアル・ハラスメントに関する紛争解決請求事件

2人あっせん

加害者申立

既婚の女性社員が、既婚の男性社員からセクシュアル・ハラスメントを受けたために過換気発作を起こすなどして休職した。会社は、妥協点を見い出すことができなかったため、女性社員と男性社員の両名を相手方として、適正かつ妥当な解決を求めて、仲裁を求めたケース

争いの概要

1 X（会社）のY₁およびY₂に対する主張

ある年の7月に、女性社員Y₁が、男性社員Y₂からセクシュアル・ハラスメントを受けたと申告してきて同日以降は療養のために会社を休み、9月から休職しました。その後、同年10月に、Y₁からXに3点の具体的な要望があったので、Y₂からヒアリングをし、Y₁の夫とも協議しましたが、妥協点を見い出せませんでした。Y₁とY₂の両名が仲裁センターの利用を了承していますので、適正・妥当な解決を求めて仲裁を求めます。なお、申立手数料のほか、期日手数料と成立手数料も、相手方が負担する分も含めて全額をXが負担します。

2 Y₁（女性社員）の主張

申立書には、本件と無関係で、Y₂には知られたくない事実まで記載されていて、Xからも傷つけられました。請求する事項は、①Y₁と夫に対する謝罪、②治療費、③休職中の給与と賞与、④感謝料です。

3 Y₂（男性社員）の主張

申立書に書かれているようなセクシュアル・ハラスメントはしていません。いずれも会社の同僚としての行為や、同意のある行為です。

結論

① Y_2 は Y_1 に謝罪し、解決金100万円を和解の席上で支払う。② Y_1 は X を任意退職するが、 X は Y_1 に解決金40万円を送金して支払う。③各種手数料は X の負担とする。以上の内容の和解が成立しました。

解説

1 本件では、 X の指名した第二東京弁護士会所属の女性弁護士と、この女性弁護士の推薦で追加選任された私の、男女2人が仲裁人になりました。

2 第1回期日で女性社員の Y_1 から聴取した内容は、「 Y_2 が、猥褻な話をしたり、 Y_1 をじっと見ていた。社外で2人だけで会う誘いを受けたが、即座に断った。 Y_2 は「キレイですね。ご主人が羨ましい。理想の女性です」等の言葉をかけ続けた。誘いを拒絶する旨のメールを送信した。過換気発作で休養した後は、休職している。」でした。

男性社員の Y_2 から聴取した内容は「男女の産み分けについて話したことがあるのは、友達が悩んでいるので話してほしいといわれたからである。 Y_1 が不機嫌な顔をして出社したので、相談に乗るため話をしたいとのメールを送ったが、 Y_1 から夫同席といわれたので、諦めますと答えた。 Y_1 から、電車の中で話をするという提案があったので、一度だけ実行したことがある。 Y_1 は自ら切符を購入した」でした。

両名から語られた内容は上記の程度で、エポック・メイキングなでき事はいずれの当事者からも語られませんでした。そこで私は、 Y_2 に、自分自身がしたことを虚心坦懐に考えてくるよう、強く指示しました。

私たちは、 Y_2 を先に帰宅させた後に、 Y_1 に、今回のでき事をバネとして生き抜いてほしい、と話しました。「犯罪被害者の人権」がいわれていますが、性被害を受けた女性は、捜査や公判の段階で思い出したくもない嫌なことを何度も語らせられることにより、二次被害を

また、被害者の二次被害を少なくするためには、仲裁人が加害者になるのはできる限り避けるべきでしょう。私たちは、Y₂が「軽はずみな言動を、謝罪する」といったので、具体的な事実は掘り下げませんでした。訴訟や調停では、具体的な事実を、微に入り細にわたって主張・証明する必要がありますが、ADRでは、墓場に持っていくべき事実があった場合、これを口外しないまま、紛争を解決することができるのです。もちろん、紛争があったことも解決したことも秘密にし続けることができます。

9 2人あっせん制度は、本来的には弁護士と専門家とのペアを想定した制度ですが、慰謝料額や被害の受止め方について男女差が出てくるセクシュアル・ハラスメントの事案では、男女ペアのあっせん人を活用することも許されるでしょう。

特 色

- ①セクハラ事件について会社側からの申立
- ②男女2人の仲裁人による解決
- ③厳密な事実認定をしない解決

【審理期間等】

●申立日：1月22日 ●解決日：4月14日 ●審理期間：83日 ●審理回数：4回 ●紛争の価額：140万円 ●成立手数料の額：11万2,000円 ●負担割合：すべて申立人 ●弁護士の有無：なし ●最終結果：和解

【争いのポイント】

- ①セクシュアル・ハラスメント行為があったかなかったか。
- ②不法な行為があったとして、男性社員の支払うべき金額はいくらか。
- ③会社は何らかの責任を負担するべきか。

9 境界紛争

和解契約書

申立人と相手方との間の第二東京弁護士会仲裁センター平成〇年(仲)第〇〇〇号境界確認請求和解あっせん事件について、本日当事者間において以下のとおり和解が成立した。

- 1 申立人と相手方は、申立人所有の別紙物件目録(省略)1記載の土地と相手方所有の同目録2記載の土地との境界が別紙添付図面(省略)のH1、H2およびH3の各点を順次直線で結んだ線(以下「本件境界線」という)であることを相互に確認する。
- 2 相手方は申立人に対し、本件境界線を越えて本件土地内に別紙添付図面記載の水道メーター、樋およびダクトなどの相手方所有物(以下「相手方所有物」という)が設置されていることを認める。
- 3 申立人は相手方に対し、相手方所有の別紙物件目録3記載の建物(以下「本件建物」という)が解体されるまで、相手方所有物の撤去を求めない。
- 4 相手方は申立人に対し、本件建物を解体するときは、本件境界線を越えて本件土地内に存する相手方所有物を撤去する。
- 5 申立人は相手方に対し、水道メーター、電気メーターの検針のために必要な範囲内で、相手方が本件土地に立ち入ることを認める。
- 6 申立人と相手方は、本件に関し、本和解契約書に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 申立手数料および期日手数料は各自の負担とし、成立手数料(金〇〇〇万円)は申立人および相手方が各2分の1宛負担する。(以下省略)